

令和8年度指名停止等の運用状況一覧

令和8年9月3日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	ソシオエンジニアリング株式会社	東京都新宿区西新宿四丁目15番19号	令和8年4月3日から 令和8年4月16日まで (関東環境局管内)	「物品の製造契約、物品の購入契約及び 請負契約に係る指名停止措置要領」 別表1第3号(契約違反)	令和7年8月1日付けで関東環境局が同社と契約を締結した「令和7年度日光国立公園計画点検作業に係る情報収集等整理業務」において、令和8年3月24日付け環関地国発第2603242号で是正等の措置を請求した事項について、期限までに措置が実施されず、同社による履行見込みがないと認められたことから、令和8年3月26日、契約書第12条第1項第1号に基づく契約の一部解除に至ったものであり、このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日環境会発第1807124号)別表1第3号(契約違反)に該当すると認められるため。
2	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見2-10-2	令和8年8月5日から 令和8年9月4日まで (九州環境局管内)	「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」 別表2第16号(不正又は不誠実な行為)	貴社の社員が、令和元年に行われた八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、前田建設工業株式会社側が有利になる評価基準案を市幹部に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金6000万円を供与したことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
3	アメリカンエンジニアリングコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番47号	令和8年8月5日から 令和8年9月4日まで (九州環境局管内)	「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」 別表2第13号(建設業法違反行為)	貴社が、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置し、このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
4	南総建株式会社	福島県南会津郡南会津町山口字堀田791番地	令和8年8月25日から 令和8年9月7日まで (関東環境局管内)	「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」 別表1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	南総建株式会社は、令和7年9月2日、関東環境局が発注した「令和6年度(線越)尾瀬国立公園赤法華鳩待峠線道路(歩道)竜宮～見晴間木道整備工事」において、木道整備工事に伴う物資輸送のため、ヘリコプター機外につり下げた物資を荷下ろしするために降下中、同機を誘導していた地上作業員が転倒し、つり荷と接触して負傷した。本件は、運輸安全委員会による航空事故調査報告書が発出されている。
5	株式会社大島	佐賀県鳥栖市養父町38	令和8年9月1日から 令和8年9月30日まで (九州環境局管内)	「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」 別表2第13号(建設業法違反行為)	株式会社大島が、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第六号に該当するとして、営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
6	有限会社安藤建設	熊本県熊本市南区富合町田尻字戸崎前388番4	令和8年9月1日から 令和8年9月30日まで (九州環境局管内)	「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」 別表2第13号(建設業法違反行為)	有限会社安藤建設が、熊本県発注工事において虚偽の実務経験証明書を提出し、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。